作成上の注意（全般について）

１ 判定期間

３月１日～８月末日（前期）

９月１日～２月末日（後期）

２ 提出先

〒２８６－８５８５

千葉市成田市花崎町760番地

成田市役所福祉部高齢者福祉課

事業者指導係あて

※ 郵送等による提出で差し支えありません。

※ 締切後に提出された場合、文書による結果通知ができない場合があります。

３ 提出期限

前期　９月１５日

後期　３月１５日

※期限が閉庁日の場合は、直近の開庁日

４ 記入に当っての注意

① 介護予防サービスの計画数は含めないでください。

② 「判定期間における居宅サービス計画の総数」は、各月の利用者の人数（給付管理の件数）としてください。

③ 「当該サービスを位置付けた計画数」は、各月の利用者のうち当該サービスを利用している人数としてください。

④ 月遅れ請求分については、請求月ではなく、実際にサービス提供した月に件数を足してください。

⑤ 「当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数」は、各サービスを利用している人のうち、紹介率最高法人の事業所でサービスを利用している人数としてください。

⑥ 「紹介率最高法人の件数」は法人単位で集計してください（事業所単位ではない）。

⑦ 利用者が複数の居宅サービス事業所を利用している場合などの件数の数え方は以下のとおりです。（例は、訪問介護ですが他の介護サービスも同様です）

例ア）二つの訪問介護事業所を運営している甲法人の、事業所A 及び事業所B に利用者１名を計画している場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は１件です。(別紙参考 事例ア参照）

例イ）訪問介護事業所を運営している甲法人の、事業所A と事業所B にそれぞれ利用者を１名ずつ計画している場合、利用者が２名なので訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は２件です。（別紙参考 事例イ参照）

例ウ）別法人が運営する二つの訪問介護事業所に利用者１名を計画している場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は１件です。（別紙参考 事例ウ参照）

例エ）利用者１名が甲法人の運営する事業所A、及び乙法人の運営する事業所C に計画され、別の利用者１名が事業所D に計画されている場合、乙法人が紹介率最高法人となり、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は２件です。（別紙参考 事例エ参照）

⑧「居宅サービス計画の総数」≧「各サービスを位置付けた計画数」≧「紹介率最高法人の居宅サービス計画数」となっているか必ず確認してください。

５ 休止等事業所について

判定期間内に休止又は廃止した事業所については、基本的に判定対象とはなりませんが、判定期間内に休止した後、同期間内に再開した事業所については、判定の対象となります。

作成上の注意（正当な理由について）

「特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準」（以下、「判断基準」という。）に基づき判断します。算定表に記入する正当理由の番号等については、別紙「判断基準」を参照してください。

　記入にあたっては、該当する番号等を省略することなく記載してください。

（記載例：４（２）ア①など）

　なお、「正当な理由」に応じて、算定表のほかに下記の書類を添付してください。

指定された書類が添付されていない場合には、正当な理由として認めない場合があります。

　提出する書類については必要最小限のものとなっていますが、上記「判断基準」で求められている各要件のうち、今回提出対象外となっている資料についても、後日実地指導・監査等で提示を求める場合があります。

　複数の正当理由に該当する場合には、それぞれ理由に応じて書類をご用意願います。

「判断基準」１

「判断基準」１について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）

１ 「千葉県介護サービス情報公表システム」等における、サービスごとの事業者一覧を打ち出し印刷したもの。

→これにより、通常の事業実施地域において、５事業所未満（４事業所以下）であること、又は成田市又は旧大栄町・旧下総町の区域に１事業所であることを示してください。

「判断基準」２

「判断基準」２について

特に添付資料はありません。ただし、件数の根拠等を事業所において整理しておいてください（実地指導等において提示を求める場合があります）。

「判断基準」３

「判断基準」３について

特に添付資料はありません。ただし、件数の根拠等を事業所において整理しておいてください（実地指導等において提示を求める場合があります）。

「判断基準」４

**「判断基準」４（１）①について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１ ＩＳＯ認証を証明する文書の写し。

※ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。（登録証に当該サービス事業所が評価の対象となっている旨の記載がなければ、それがわかる書類の写しが必要です。）

**「判断基準」４（１）②について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１ 福祉サービス第三者評価項目の評価結果部分（有効期限内ものに限る。）の写し。

※ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。

**「判断基準」４（１）③について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１ 事業所評価加算を算定していることがわかる書類（通知書等）の写し。

２ 介護予防事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業の指定通知書の写し。

**「判断基準」４（２）ア①について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１ 通院等乗降介助サービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）

２ 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

**「判断基準」４（２）ア②について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１ 夜間、早朝又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表

（別添１－１）

２ 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

**「判断基準」４（２）ア③について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１ 要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭ）である者を対象とした計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）

２ 要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭ）である者を対象とした計画を除いた再計算書（別添２）

※なお、今回の提出は不要ですが、要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭ）である者を確認できる資料を、後日個別に求める場合があります。

**「判断基準」４（２）イについて（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１ 時間延長又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－１）

２ 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

**「判断基準」４（２）ウ①について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１ 当該サービス事業所におけるサービスの質が高いことが記載された理由書（別添３・・・ただし、「利用者の解決すべき課題等」欄及び「当該事業所に期待する効果等」欄については記載不要です。）

２ 上記理由書を提出した利用者にかかる「地域ケア会議等意見・助言を受けた計画に係る概要書」（別添４）

３ 上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－２）

４ 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

※なお、今回の提出は不要ですが、地域ケア会議等で意見・助言を受けた際の議事録等詳細について、後日個別に求める場合があります。

**「判断基準」４（２）ウ②について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）**

１ 支援が困難であるとの理由により、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けたことがわかる概要書（別添５）

ただし、平成１２年３月３１日以前からの利用者については、上記に換わるのものとして当時のケアプランの写し

２ 上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表（別添１－２）

３ 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添２）

※なお、今回の提出は不要ですが、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けた際の経緯の詳細等を、後日個別に聴取する場合があります。